

1. 件名：伊方発電所 1,2 号炉の使用済燃料輸送容器に係る廃止措置計画の取扱い等に関する面談

2. 日時：令和 3 年 5 月 26 日（水） 16 時 10 分～16 時 25 分

3. 場所：原子力規制庁 9 階 A 会議室（※一部 TV 会議システムによる出席）

4. 出席者（※・・・TV 会議システムによる出席）

原子力規制庁

原子力規制部

審査グループ実用炉審査部門

藤森安全管理調査官、塚部管理官補佐、御器谷管理官補佐

四国電力株式会社 原子力部 廃止措置グループ グループリーダー 他 7 名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：使用済燃料輸送容器に係る廃止措置計画の取扱い等について

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	はい。原子力規制庁ミキヤです。今日は
0:00:08	以前、委員会しました。廃止措置伊方 3 伊方 12 号機の廃止措置の
0:00:15	関係で、使用済み燃料キャスクの排出量の取り扱いについてご説明いただけるということですのでメンタル行いたいと思います。
0:00:26	それでは四国電力から説明をお願いしますでしょうか。
0:00:30	はい、被告人力のオチが御説明のほうをさせていただきたいと思ってご説明させていただきます。それとまたシヨウで燃料輸送容器拡大土地計画の取り扱い等についての資料をご覧ください。
0:00:44	1 はじめにより説明のほうをさせていただきます。
0:00:48	令和 2 年 10 月 7 日の伊方 1 号炉配置計画変更認可申請及び三方弁処理号炉配置計画認可申請の認可後以降は電力の配置措置計画の策定過程において発見兆候内の支障次燃料輸送容器、
0:01:05	輸送容器というについては、
0:01:08	一定の利益として理事会を明確化ということが求められたものと認識しております。
0:01:16	本資料ではないとな状況も踏まえまして、構内輸送容器にかかる時間検証 1 号炉不備ホールの排風措置計画の取扱等を整理したものでございます。
0:01:28	的に名簿を配置計画の取り扱いについて御説明のさせていただきます。
0:01:34	構内輸送容器については今後的に定期的な時期に形成の議決として維持管理することを明確化するため、土地計画変更認可申請を行うことを考えております。
0:01:47	ページにつきましては、担保しようという燃料輸送容器の管理状況次に御説明させていただきますが、示しており、構内にそういうときは、運転段階から引き続き法令等に基づき適切に維持管理されていることから、
0:02:03	黄色時期までに入った時計画変更認可申請を行い、何かを受けることとしたいと思います。なお、構内輸送容器の使用時期 2 号炉の使用時燃料ピットから 3 号炉しようという燃料ピットへの必要的に燃料の搬出搬出時期につきましては、
0:02:19	令和 2 年 4 月の第 16 回实用発電用原子炉施設の廃止措置計画に係る審査会合での御説明で御説明たちだけじゃ通り
0:02:29	発展と構内に設置する使用済燃料乾式貯蔵移転の竣工令和 6 年度以降でございます。
0:02:38	次に 3 ポツ焦点燃料輸送容器の管理状況についてご説明をさせていただきます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:44	構内輸送容器につきましては、配達段階に移行も移転段階と同様な維持管理を継続しておりますが、構内輸送容器は原燃二相株式会社からの部品であることより所有者である原燃輸送株式会社が、
0:03:00	容器承認を維持するため、核燃料物質等の工場または事業所の外における運搬に関する規則に基づく維持管理を実施しております。
0:03:11	加えて、事業者としましては、構内輸送容器を今日度重なるだ定める設備として本件に基づく結果の方実施と実施しております。
0:03:22	以上で四国電力から説明を終わります。
0:03:26	はい、ありがとうございました。でちょっと確認を施設のミキヤですけども、させていただきたいと思います。まず最初、一番最後に書いてあります。四国電力さんとしてはそういったみずから定める設備ということで保安規定に基づいて施設管理を今実施されて、
0:03:46	いるということなんですけれどもこれがおそらく切って2号の
0:03:52	もう受けてこのような対応をとられているかと思うんですけども、その前に2号の運転の段階であったときの維持管理の具体的な位置付け等、それから、今回廃止措置認可後のこのその他みずから作成放出
0:04:13	図形まま番地だと思うんですけどそこら辺の変形等、その前の状態っていうのはまずどういう位置付けだったのかを御説明いただきたいのと、具体的な意思管理って何か変化があれば、その辺、どうい
0:04:30	ことが変わったのかってのが教えていただけないでしょうか。
0:04:35	四国電力のオチです。運転段階からもからも弁用減少しているの設備として維持管理のほうしております、配信なったからというところで、維持管理の考え方がコンタ気づか設備になったんですけど。
0:04:52	その管理の方法が変わったものは特にございません。
0:04:58	はい、規制庁のミキヤです。そういう意味で多分保安規定においては、血糖保守管理計画かなんかで、例えば廃止措置であればその他みずから定める設備とか性能維持施設を管理する計画を立てるってなっていて、
0:05:16	それちょっと無理運転のほうでは技術基準に規定されている設備をきちっと維持管理する計画を立てるっていうのは入ってその119条に該当しているという位置付けは大きく変わってないということよろしいですかね。
0:05:32	その認識でよろしいか問題ごめんません。
0:05:36	具体的な検査っていうのをどういうことをされていたのかっていうところまでが保安規定などで追っかけられないんですよそれはどういう計算になるんでしょうか。
0:05:46	参考までに教えていただきたいと思いますが。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:52	はい。
0:05:57	もうちょっと大きな声で言っていただけると。
0:06:01	弊社職員にはタニグチ熱分析聞こえますでしょうか。
0:06:06	具体的にはですね今回、先ほどの説明資料の前段で書かせていただいている現年そう株式会社が、それを一緒に水をために外運搬規則に基づいて実施している事故と同様なことを
0:06:21	原子力事業者としても、F実施していたと具体的にはですねが検査に気密漏えい検査とか安全や検査とかですねこの
0:06:30	SAR容器承認、岩盤規制側で要求されている検査に沿った対応を実施して容器の健全性を維持管理したというのが実態でございます。
0:06:43	規制庁のミキヤです。わかりました。そういう意味では、
0:06:47	次の質問は実は外運搬規則のその検査等、四国電力さんの検索何が違うんですかって聞こうかと思ってさそこが全く同じ検査をしていたっていう、これまではしていて今後も
0:07:02	今の段階も今後もそうされている、そういう理解でよろしいですね。
0:07:07	ご理解の通りです。はい、ありがとうございます。
0:07:12	はい。
0:07:15	規制庁ツカベです。私それと同じと。
0:07:18	したいんですけど今言ったってというのは、
0:07:22	2回やるということでしょうかそれとも現年位相がやる。
0:07:26	ものを事業者が評価してるってどっちなんでしょうか。
0:07:33	はい。
0:07:35	はい。
0:07:37	四国電力の谷口です。ええとですね、検査としてはですね一度に体制が二つに分かれていて原燃送迎年数の体制で検査をして弊社ですね非常体制を組んで消す対策こんで検査していると。なので行為としては1-
0:07:54	実施してるんですけども、それが二つの体制で見てるということで検査結果が二つできるという、
0:08:02	状況になっております。
0:08:04	排気筒川ですわかりました。あともう1件、2ポツのほうの計画でちょっと確認したいんですが、2号から3号の1Q層というのは、
0:08:17	移行ってというのは、
0:08:20	何か、タイミングとして、
0:08:22	どういう意味合いがあるんですか。
0:08:26	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:33	もしもし。
0:08:36	4年ちょっと恩典規程というものをもう一度ご質問お願いできますでしょうか。日本から3号に移送するというのは、そのタイミングとして竣工以降というふうにしているのは、
0:08:49	どういう意味があるのでしょうか。いけばその2号から直接乾式というルートも当然できると思うんですけど、その3号、
0:08:58	日野内装このタイミングからやりますというのはどういう意味なんでしょうか。
0:09:05	一つ目のタニグチです。東邦ですね、需要でご説明しますとですね、
0:09:12	昨年度まで1号機の系統処分量ですね3号機に依存したこともあってですね3号機のSAピットのええと貯蔵量が十分でないというところもあってですね、この2号の燃料すべても切ってしまうと、ちょうど容量を超えてしまうので、
0:09:31	乾式容器監視調節ができた後、3号機のちょっと余裕を十分確保されてですね、2号の燃料を発出を合わせて2号機の燃料も、カシオ施設に持っていくという計画を立ててございます。
0:09:54	以上です。一方的超えております。
0:09:58	それでは3号から出てくるっていうことですね。今の御説明だと。
0:10:06	2号炉の
0:10:09	ございますが、監視調節にどこから出ていくかという質問でございますか。
0:10:15	いや、もともとの質問をここに書いてあるように、2号炉から3号炉へ
0:10:21	説明燃料配置する時期として、
0:10:24	血糖キャスクの施設が竣工のタイミングだと書かれているんですけど。
0:10:31	そのまで竣工しているのに、わざわざ細胞側に
0:10:37	2号から3号側に持っていく必要があるんですか、単純に言うとそういう質問です。朝礼のタニグチです。感謝の監視調節の資料につきましてはですね、燃料のタイプで言うとステップ案燃料を対象としてございまして、
0:10:56	STEPⅡ燃料については収納できないことから、しゅんせつ燃料を中心としたアプリで燃料について、3号機味噌することを検討してございます。
0:11:09	きちっと使われてはいわかりました。
0:11:21	規制庁フジモリですけど。
0:11:24	今後、廃止措置計画変更認可申請を行うっていうことで、
0:11:30	具体的に何か今計画している変更案件っていうのは、
0:11:37	いついつごろか何か予定されているのはあるんですけど。
0:11:44	四国電力イケダです。具体的な変更認可申請の案件につきましては、まだちょっと社内でも検討中ではあるんですけども、例えばSF冷却、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:59	のですね合理化とか、そういうまた電力でもやってるような案件はそういうものをですね実施するということになれば、それ案件と抱き合わせ要するもしくは、それ以外でもですね、何らかその廃止措置を進める上で、合理的にやるために必要な工事を行うときに、
0:12:18	開発計画の変更が必要であればですね、そういうものを実施するということがございます。ただ、このsFーですね輸送容器の廃止措置計画への反映ということにつきましては、
0:12:34	まだ今社内でいつのタイミングでやるかというところはちょっと検討中でございます。以上です。
0:12:42	はい、わかりました。
0:12:50	はい。規制庁のミキヤですけども、こちらから確認したい点は以上ですが四国電力さんの方から何かございますか。
0:13:01	はい。
0:13:05	鉛直力を入れ替えこちら確認した以降特にございません。はい、わかりました。じゃあ等面談についてはこれで終了したいと思います。ありがとうございます。
0:13:16	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。